

京都市醍醐交流会館 利用者の皆様へ

**【令和4年6月1日以降のご利用について】
醍醐交流会館の使用料改定(案)に関するお知らせ**

日頃から、京都市醍醐交流会館をご利用いただき、ありがとうございます。

本市の極めて厳しい財政状況を踏まえ、今後も持続可能な運営とする観点から、**醍醐交流会館の使用料等を改定する条例改正案(※)**を、**令和4年2月市会(議会)に提案しております。市会で可決いただいた場合、『令和4年6月1日以降にご利用分の使用料』を改定する予定**ですので、お知らせいたします。

利用者の皆様にはご負担をお掛けしますが、地域の交流活動の拠点として地域の皆様に親しんでいただけるようサービスの向上に努めてまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(※) 条例改正案の名称…京都市醍醐交流会館条例の一部を改正する条例

1 新料金について

一律、現在の1.5倍の料金になります(10円未満の端数切捨て)。

区 分		旧 料 金 (円)			新 料 金 (円)		
		午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間
ホール	日曜日、土曜日及び 祝日	円 20,110	円 26,400	円 30,170	円 30,160	円 39,600	円 45,250
	その他の日	16,340	20,110	23,880	24,510	30,160	35,820
第1会議室及び第2会議室		3,140	3,980	4,810	4,710	5,970	7,210
第3会議室		2,300	2,930	3,350	3,450	4,390	5,020
和室 A		1,040	1,360	1,460	1,560	2,040	2,190
和室 B		830	1,150	1,250	1,240	1,720	1,870
音楽スタジオ		2,300	2,930	3,350	3,450	4,390	5,020

付属設備		単位	旧料金(円)	新料金(円)	
舞台 設備	演壇	1台	1,720	2,580	
	司会者台		470	700	
	譜面台		指揮者用	470	700
			演奏者用	150	220
	指揮台	830	1,240		
	長机	1脚	260	390	
	いす		150	220	
	金びょうぶ	1双	2,090	3,130	

※ 上記は料金の一例です。上記に記載のない使用料については、醍醐交流会館までお問合せください。

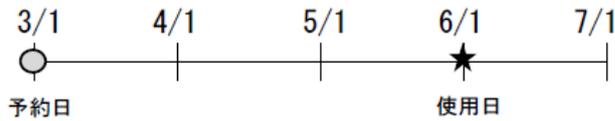
裏面もご覧ください。

2 新料金の適用日について

令和4年6月1日以降のご利用分は新料金とします。

ただし、ホールの場合は、既に令和4年6月1日以降の受付が始まっていますので、**条例の公布日(令和4年3月30日)以前に申し込まれた場合は、旧料金**とします。

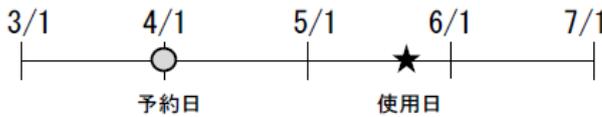
① 6月1日利用分を3月1日に予約した場合



旧料金

3月30日より前の申請であるため、旧料金となります。

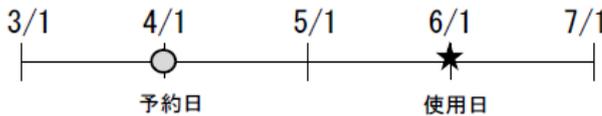
② 5月20日利用分を4月1日に予約した場合



旧料金

3月30日より後の申請ですが、使用日が6月1日より前であるため、旧料金となります。

③ 6月1日利用分を4月1日に予約した場合



新料金

3月30日より後の申請であり、かつ使用日が6月1日以降であるため、改定後の料金となります。

3 お問い合わせ先

条例の改正に関する こと	都市計画局都市企画部都市総務課 電話：075-222-3610 FAX：075-222-3689
会館の利用や予約に 関すること	京都市醍醐交流会館 電話：075-575-2580 FAX：075-575-2581 https://www.daigo-koryu.jp/  醍醐交流会館ホームページ

(参考) 醍醐交流会館の運営経費の内訳

	利用者1人当たりの運営経費 800円	
・改定前	620円 公費負担 (市民の税金で負担)	180円 使用料
・改定後	540円 公費負担 (市民の税金で負担)	260円 使用料

施設の運営経費は、公費負担(市民の皆様にご負担いただく税金)と利用される皆様の負担(使用料)により賅われています。

施設運営の現状について「見える化」を進め、施設の状況に応じた収支改善の取組(維持管理コストの見直し、稼働率の向上、公費負担の適正化等)を進めてまいります。